

公益通報に関する制度整備できてますか？

2022年6月1日より改正公益通報者保護法が施行されます

企業・事業者内部の不祥事により倒産する例が後を絶ちません

SNSの発達により、不祥事情報は瞬時に広まり、消すことはほとんど不可能です

企業・事業者のレピュテーション（風評）リスク管理が今まで以上に重要になります

組織の不正を完全になくすることはできませんが、それを早期に是正する体制を構築することで、被害を防止することができます

内部通報システムが適切に整備されていない、機能していない場合、通報者は外部の窓口にご相談せざるを得なくなります

公益通報者の保護は、長期的な事業の継続を可能にし、事業価値を高め、社会的信用を向上させます

企業・事業者は、法律により内部通報に適切に対応するための体制整備義務を負っています

福岡県弁護士会は、事業者の内部通報に関する体制構築を応援しています

企業・事業者の方を招いた勉強会を**6月28日17時**より開催する予定です

リスクの早期把握と自浄作用の向上へ



2022年6月1日より、事業者に公益通報 対応体制の整備が義務づけられます。

令和4年6月1日から、改正公益通報者保護法が施行されました。

公益通報とは、端的に言えば、社内における法令違反等の事実を知った者が、当該事業者の内部または外部の窓口に通報を行うことです。

改正公益通報者保護法では、通報者の保護が旧法よりも厚くなり、全ての事業者に対して公益通報対応体制整備義務が課されることとなります。

しかし、現状において、公益通報者の改正が各事業者に対して十分に周知されているとはいえない状況にあり、体制整備のための準備も十分に進んでいるとはいえません。

このような状況に鑑みて、福岡県弁護士会弁護士業務委員会では、事業者の皆様に対して、下記研修会の開催を決定致しました。

記

テーマ 改正公益通報者保護法に関する研修会

日時 令和4年6月28日（火）17：00～19：00

※研修会終了後に懇親会を予定しております。是非ご参加下さい。

場所 福岡県弁護士会2階大ホール

定員 2階大ホール：100名

ご予約 こちらの二次元バーコードからご予約が可能です。



【研修概要】

研修では、実際に公益通報に関する訴訟案件を扱った経験のある弁護士を講師に迎え、法改正の内容を解説するとともに、事業者は具体的にどのような体制を整備し、どのように運用すればよいのか、例えば従業員等の通報のうち公益通報に関するもの（通報対象事実を基礎づける法律は約500もあります。）とそうでないものをどのように振り分けるか、刑事罰を科される可能性のある窓口担当者の守秘義務の除外事項をどのように判断するか等の実務的な内容についてお話し致します。

○改正公益通報者保護法について知りたい

○自分の会社に公益通報対応体制の整備義務があるのか分からない

○実際に公益通報が行われた場合の対処法 など

事業者の皆様の疑問の声にお答えします。

貴重な機会でありますので、皆様奮ってご参加ください。

《お問合せ先》

福岡県弁護士会弁護士業務委員会

担当 湯川

TEL: 092-741-6416